

南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく
防災対応検討ワーキンググループ
第7回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく
防災対応検討ワーキンググループ（第7回）
議事次第

日 時 平成29年8月25日（金）10:00～12:00

場 所 中央合同庁舎8号館3階災害対策本部会議室

1.開 会

2.報 告

- (1) 「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」の報告書について

3.議 事

- (1) 本ワーキンググループの報告書（案）について

4.閉 会

○廣瀬（事務局） ただいまから「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」第7回を開催させていただきます。

委員の皆様には御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、小此木防災担当大臣は、公務のため遅れての出席となります。

会議の開催に当たりまして、前川内閣府審議官より御挨拶を申し上げます。審議官、よろしく願いします。

○前川（内閣府審議官） おはようございます。暑いさなかにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループの第7回会議に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

前回の会議では、事務局より報告書の取りまとめの方向性の案を御提示しまして、御議論をいただいたところでございます。これらの御意見を踏まえまして、本日の会議では本ワーキンググループの報告書の案を説明させていただき、委員の皆様にはワーキンググループの取りまとめに向けて御議論をいただきたいと考えております。

引き続き闊達な御議論をお願い申し上げます。私からの御挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。

○廣瀬（事務局） どうもありがとうございました。

本日は、川勝平太委員は御欠席でございますので、静岡県危機管理監の外岡達朗様に代理で御出席をいただいております。

○外岡危機管理監 知事がブラジルの県人会60周年記念行事に出席ということで、昨日からブラジルに出張しております。私が代理で出席させていただきます。よろしく願いいたします。

○廣瀬（事務局） また、岩田孝仁委員、宇賀克也委員、田中淳委員は御欠席となっております。

マスコミの方はここで御退室をお願いいたしますが、大臣の閉会の挨拶の際には再びマスコミの方に御入室いただき、カメラ撮りができるようにしたいと考えております。時間になりましたらお声かけさせていただきますので、一旦、御退室をよろしく願いいたします。

（報道関係者退室）

○廣瀬（事務局） それでは、お手元に配付しております本日の資料を確認させていただきます。

議事次第、委員名簿、座席表、資料1、報告資料1、報告資料2がございます。

なお、報告資料1と2につきまして、調査部会の報告書には別冊というものがございますが、こちらは報告資料1の根拠としていただいた論文等を取りまとめた資料でございます。本日配付しておりませんが、この会議終了後、ホームページで

公表させていただきたいと考えてございます。また、委員の方々の前には今までの資料をまとめましたファイルをとじておりますので、必要に応じてごらんいただければと思います。

それでは、これからの進行は平田主査にお願いしたいと思います。平田主査、よろしくお願いいたします。

○平田主査 これまで南海トラフ沿いの地震観測やその評価体制のあり方、観測評価に基づく地震防災対応のあり方について議論を進めてまいりましたが、本日は、その報告書の案について御議論をいただきたいと思います。

この議論の中で、さらに議論を行うべき大きな論点がなければ、本日をもって最後の会議としたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、調査部会の報告書がまとまりましたので、これについて調査部会の座長の山岡委員より御報告をお願いいたします。

○山岡委員 山岡でございます。

調査部会の骨子については既に御報告しておりますけれども、このたび報告書を取りまとめたので説明をしたいと思います。お手元の報告資料1に基づきたいと思います。

調査部会は、このワーキンググループの要請を受けまして、最新の科学的知見に基づく地震発生の予測可能性と南海トラフ沿いで発生し得る4つの典型的なケースについて、科学的にどのような評価が可能かということで、これまで合計して4回の会合を開催いたしました。そこで検討した結果が報告資料に取りまとめてございます。

予測可能性につきましては、現時点においては地震の発生時期や場所、規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大規模地震特別対策措置法に基づく警戒宣言後に実施される現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い地震の予測はできないのが実情である。これが報告資料1の12ページに記述してありますが、このような書き方をさせていただいております。これは骨子のときには少し踏み込んだ形で記述をさせていただきました。

4つの典型的なケースについて、それぞれのケースについてどのような評価が可能かということについても、細かい評価例を報告資料2の別添資料として取りまとめております。報告資料1の14ページに評価のポイントを整理してございます。特にケース4についてですけれども、これについて定量的な評価ができる場合があるかということ、調査部会で改めて検討いたしました。これは前回のワーキンググループで事務局から説明がございましたが、幾つかの状況について検討いたしましたけれども、最終的には定量的に評価する科学的な基準も手法もないのが現状であるというような結論に至ったというか、それを確認したということでございます。これも報告資料1の12ページに述べてございます。

このほかに、これまで過去の統計に基づいて発生した地震の発生確率を例えばケース1、ケース2についてですが、ケース1については3日以内なら10%というような確率の表現をしてまいりましたけれども、これについても調査部会で改めて議論をしました結果、確

率を使うというのはまだ現時点では適切ではないので、過去事例のうち何例でこのような事例が発生したというような記述に今回はとどめたいと考えてございますので、調査部会の報告書はそのような書き方にさせていただきます。

最後に、具体例を挙げながら南海トラフにおける観測体制の整備、調査研究の推進の必要性を整備いたしました。18ページ及び19ページのあたりに記述してございます。

なお、今回使用しました統計データについてですが、先ほどの3日以内の事象の発生の事例というような統計データにつきましては、これまでのワーキンググループの議論におきましても、海溝型地震に限って計算したほうがよいというような趣旨の御意見もいただいておりますし、それは確かに事実ではありますけれども、なかなかこのような分析を直ちにするというのは現実には難しいので、かなりの精査が必要であるという状況でございます。ですので、この分野の調査研究も充実を進めていく必要があると私としては考えてございます。

それ以外に、全体にももちろん言うまでもないということではありますが、ケース4も含めて必ず異常が事前にあらわれる保証はないということも何カ所かに記述をさせていただいておりますし、地震は突然発生するというのが通常でございますので、その点については常に留意する必要があるということも記述させていただいております。このあたりが全体の調査部会の報告書のポイントでございます。既に骨子という形で報告させていただいておりますが、それを文章に取りまとめ、今回、報告をさせていただきました。

以上です。

○平田主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの山岡委員からの報告について質疑をいたしますので、御質問のある方は御発言ください。質疑というか報告についての質問に対して山岡委員からお答えをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 本文の表現ともかかわると思うのですが、今の山岡委員の説明で例えば15ページのケース1で確率の値というか、10%という表現をやめて、具体的にM8以上で云々という表現にしたことは、私は非常によかったと思います。10%という数値がひとり歩きするのを非常に心配していたのです。それを事実関係だけをここに記述してくれたというのは非常によくなったというか、安心しました。

その上で質問が2つあるのですが、1つはこういう事例が出てきたもとのデータで、例えば96事例のうちの10事例とか、こういうものを例えばホームページだったら表に出せると思うのですが、そういう用意があるのかどうか。私はそうしたほうがいいと思うのです。この後のことを考えると。それが1点。

もう一点は、厳密に言うところにはM8以上の地震について、その後、そこから距離50～500キロの間でM8±1.0の地震が起こる事例の割合がこうですよと言っているわけであって、これはM8が起きたときに、半割れのときに残りが割れる割れないという確率をあらわしてい

るわけではない。このことは、この後いろいろなところで重要なポイントになると思うのですが、どのくらいの程度、割合で起こりそうなのかというのは、対策を考えるときに非常に重要なパラメーターになるので、ここのところはきちんと記述してもらいたいと思っていたのですが、その辺のところの表現ぶりは、ここではどうだったでしょうかというのが2番目の質問です。

○山岡委員 具体的にこの10事例についてはわかると思いますので、事務局と相談をしまして、まだこれは記述していないと思いますので、相談をしていい方法がないか考えたいと思います。

○横田（事務局） データの整理をして、別冊の添付資料の形で公表できるようにしておこうと思います。

○山岡委員 2つ目の南海トラフについての事例というか割合については、数が少ないということもあるので、世界中の事例の割合のとおりかどうかは当然明快ではないというのはそのとおりで、もう少し大きい可能性もあるし、そうでないかもしれない。ですからここで私たちが考えている重要なポイントは、地震発生直後が一番心配で、時間とともに発生の可能性は減っていくということをどちらかという強調したいと考えていますので、対策としては片割れになったときに最初の3日あるいは1週間が非常に被災地の対応と、その反対側で地震が起きるかもしれないということに対する対応の両方をせざるを得ないということ、ここで理解していただくことが主眼かなと思います。割合については今後の理論的あるいは統計的な統計を用いた研究などを待たざるを得ないと思いますので、具体的な数字については将来の研究に託したいと思っております。

○長谷川委員 わかりました。私が言いたかったのは、ひとり歩きしないように表現ぶりもそれなりに気をつける必要があるという意味で申し上げたのですが、それは考えておられるようです。

○平田主査 ほかにございますか。平原委員、どうぞ。

○平原委員 確かに過去の事例というので、ここは確率が先行しているようで気になっていたのですが、まず状況というところで本文というか報告案の14と15ページに書かれてあるとおりによくなっていると思うのです。

もうひと押し、できれば32時間とか2年というのは図にも入れることは可能なのでしょうか。これは報告書案になるのですが、本文をじっくり見る人はなかなかいないから、例えば図1に特出しで2年、東側が早く割れている。それを強調することがいいかどうか、東ばかり気をとられるというのはよくないかもしれませんが、例えば3ページの図1、本文のほう、報告書案に。

○平田主査 まだ報告書のほうには行っていないので、今は調査部会の報告についての御質問をお願いしたいと思います。

○平原委員 わかりました。では後で。基本的に32時間とか2年というのは過去に起こったことをどのくらいの方が知られているかというのは、ほとんどの人が知っていると思っ

てここは進めていると思うのですが、余り知らない人もいるということで、見える形でどこか図表の形で入れてやったほうがいいかなというのは思っています。

○平田主査 今の調査部会からの報告書について、調査部会からこのワーキンググループに対して報告を、今していただいたところですので、ここに書いてあることでもう少し説明していただいたほうがいいということがあれば、ぜひここで御指摘ください。

ほかにございますか。今、前の案になって御報告が出ていたところでは、ケース1の過去事例から何%という数字が出ていたのですけれども、15ページにはそういった表現はなくて、事例の紹介だけがここに挙がっているということです。この事例が具体的にどういう事例かというのは、一応データがどこからとれて、どういう基準で選んできたかということは明確に書いてありますので、トレーサブルなデータではあります。

ほかにございますか。それでは、山岡委員ありがとうございます。今は調査部会の報告をしていただいたわけですがけれども、続いてこれから本日の議題に移っていきます。本日の議題は、本ワーキンググループの報告書案について事務局からまず説明をしていただいて、それについてここで議論をして、このワーキンググループとしての報告書をつくっていくこととなります。

幾つか論点がございますので、事務局より3つに説明を区切っていただいて、それぞれの部分について集中的に議論をしていただければと思います。

まず事務局より第1章「はじめに」、第2章「これまでの南海トラフ地震対策」の御説明をお願いいたします。

○高橋（事務局） 事務局から説明をさせていただきます。

資料1の報告書案をごらんいただきたいと思います。この報告書案につきましては、前回、ワーキングの取りまとめの構成をお示しさせていただいたところがございますので、全体としては流れの関係で文章の順番を入れかえているところがございますけれども、それをベースとさせていただいて、これまでの委員の皆さんの御意見、それから、先ほど山岡委員から報告がありました調査部会の報告書を踏まえまして、取りまとめさせていただいているところでございます。

1ページ目「1. はじめに」でございます。この章につきましては、これまでのワーキングの検討の背景、検討の内容を簡潔に取りまとめさせていただいているところでございます。

1つ目のパラグラフでございますが、「駿河湾から」という段落におきましては、現在の南海トラフの大規模地震の取り組みの状況を記載してございまして、2行目で最大クラスの地震・津波も対象にということと、3行目、発生する被害の様相の想定を行い、期限を定めた減災目標を設定して計画的に耐震対策や津波対策を推進するとともに、応急対策についても計画を策定し訓練を実施するなど、総合的に取り組みが進められている。

次の「しかしながら」の段落になりますが、こういった取り組みを進めているところでございますが、対策を実施してもなお甚大な被害が残ることは残念ながら認識せざるを得

ないというふうに記載をさせていただいております。

その次の「南海トラフ沿いの大規模地震に関しては」という段落については、大震法の制定の背景を記載させていただいております。東海地震の切迫性が高いことが指摘され、直前の予知が可能であるとの考えのもと、地震予知に基づく警戒宣言の発令後にあらかじめ定めておいた緊急的な行動を的確に実施することで被害を軽減する仕組みを主要な事項とする大震法が施行された。その後、大震法以降も関連法に基づき対策が進められ、地震防災対策の強化が図られてきたということを記載してございます。

「しかし」以降のところでは、平成25年に南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの下の調査部会の報告におきまして、現在の科学的知見からは確度の高い地震の予測は難しいとされたと記載しておりますが、「その一方で」の段落では、観測網の充実により地震に関するさまざまな異常な現象を捉えることも可能になってきたというふうに記載しております。

「平成25年には」の段落になりますが、こちらは南海トラフの特措法が制定されて、総合的に現在、地震・津波対策が進められているところであるが、その対策を実施してもなお被害の甚大さを考慮すると、被害をより軽減するという視点から、あらかじめ対応を考えることは極めて重要と記述をしてございます。

2 ページ、本ワーキンググループでは調査部会を設置して、最新の科学的知見に基づいて検討を行ったというのが、その段落に記載しております。最後の「予測可能性調査部会の報告を踏まえ」というところが本ワーキンググループの設置趣旨でございますが、こちらのところで地震予知を前提としている大震法に基づく防災対応について、そのあり方を検討した上で、各地域における津波避難対策、阪神・淡路大震災以降に特に推進された建物の耐震化や事業者の取り組み状況等を踏まえ、地震学の現在の知見を前提として想定した状況において、どのような防災対応をとることが適切か。また、そのために必要な観測・評価体制のあり方について議論を行い、国、地方公共団体、関係事業者等において、今後具体的な検討が推進されるよう、その基本的な方向性について取りまとめを行ったというふうに結んでおります。

3 ページ、これまでの南海トラフの地震対策ということで、(1)で南海トラフ地震の過去の発生状況と現状認識を記載しております。南海トラフではおおむね100～150年の周期で大規模地震が発生し、2行目の最後のほうになりますが、複数の領域で同時あるいは2年程度まで時間差を持って発生するなど多様性が確認されている。

4 ページ目の2つ目の「しかし」以降のところでは現状の認識を書いておりますが、昭和東南海地震等から既に70年以上経過していることから、東海地震のみならず、南海トラフ全体で大規模地震の切迫性が高いという認識に立っているということで、次に発生する大規模地震についてはどのような規模や形態であるか不明であり、想定震源域の全領域が同時に破壊する場合や時間差を置いて別々に破壊する場合、東北地方太平洋沖地震の前に観測されたようなさまざまな現象が大規模地震前に観測される場合など、さまざまな発生

状況が考えられるということで、後ほど出てくるケースのほうにつなげた記述をしております。

(2) のこれまでの南海トラフ沿いの大規模地震対策につきましては、大震法以降の各法律でやっている内容を主に記載しておりますが、ポイントをかいつまんで御説明をさせていただきます。

まず大震法の昭和53年と書いている章でございますが、そちらにつきましては2つ目のパラグラフのところで当時、観測体制の強化により何らかの前兆現象を捉えることが可能であると考えられるという意見があったことから、地震予知に対する大きな期待があったということで、このような背景のもとで昭和53年に大震法が制定され、以降、その大震法の内容を記載させていただいております。

地震防災対策基本計画につきましては5ページ目の最後の「また、地震防災対策基本計画についても」をごらんいただければと思いますが、各種見直しをしております。1つ目は社会情勢の変化や新たな科学的知見を踏まえて見直しが行われてきていると記載をしております。平成15年には耐震性を有するなど、安全性が確保されている病院や百貨店等は営業を継続することができるものとされたということと、もう一つは、東海地震に関する情報発表体系について見直しが当時の科学的知見に基づいて行われました。具体的には警戒宣言の発生前の情報として東海地震観測情報、東海地震注意情報が発出されることになった。そのうち東海地震注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表されるもので、これを受けて防災機関は必要な職員の参集や連絡体制の確保を行い、必要に応じ、児童や生徒の帰宅等のある程度時間を要する準備行動をとるものとされたということで、情報が防災行動につながるといったことも記述させていただいております。

6ページ、地震防災対策特別措置法でございますが、こちらについては阪神・淡路大震災を契機といたしまして、その教訓を踏まえ、大規模地震が全国どこでも起こり得るということを前提に、2つ目の段落の下から4行目ぐらいになりますが、公立小中学校の耐震改修については、国の補助率が全国を対象にかさ上げされたことから、現在では大震法で定める強化地域の内外で耐震化の補助率はほぼ同一になっているということで、全国的に阪神・淡路を契機に耐震対策が進められている旨を記載させていただいております。

7ページ、東海地震の対策大綱は平成15年になりますが、こちらの特徴といたしましては下から4行目になりますが、実効性のある対策を講じるためということで、東海地震の被害想定をここでしっかりやり始めたという旨の記載をしているところでございます。

7ページの真ん中に東南海・南海地震に係る地震対策の推進に関する特措法になりますが、こちらにつきましても特徴といたしますと真ん中の7行目ぐらい「懸念されていた」の後になりますが、東南海・南海地域でも大規模地震の発生のおそれがある甚大な被害が発生することが懸念されていた。このような懸念から、東南海・南海地震への地震防災対策を強化することが必要とされる一方で、東海地震と比べて想定震源域が陸域から遠く、観測によって地殻変動の異常を把握し、前兆現象を早期に検知する手法による困難とされ

ていたため、直前予知を前提とした警戒宣言に基づく地震防災応急対策を中心とする大震法の適用ができなかったということを記載させていただいております。

8 ページ目、南海トラフの特措法になります。こちらにつきましては東日本大震災を受けまして、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を想定することが必要になったということで、最大クラスを想定したものになっているということを記載させていただいております。

9 ページの最後のほうに「以上のように」ということで全体のまとめを記載しておりますが、南海トラフ沿いの地震対策につきましては、当初発生の切迫性が高いとされてきた東海地震対策から始まり、その後、東南海・南海地震を対象として総合的に進められている。現在につきましては、南海トラフ法に基づいて南海トラフ沿い全体を対象に国、地方公共団体、関係事業者がそれぞれ計画を策定して、着実に対策を推進されるなど、一定の効果を上げてきている。一方で大震法に基づく地震の直前予知を前提とした防災対応については、東海地震の強化地域に限られているということで結ばせていただいております。

○平田主査 それでは、第1章と第2章の御説明を今いただいたところで、ここについて委員の皆様の御意見を聞いて、議論をしたいと思います。

第1章、第2章に関して御意見のある方は御発言ください。

○河田委員 3 ページの図1なのですけれども、日向灘でプレート間地震M7クラスと書いてあって、2つ載っているのですが、私の記憶では1900年から2000年までの間に、ここで7クラスが5発起こっているのです。だからその後の4発はどうなったのか。というのは、この図は多分真ん中のところでM8クラスがどうだということを示すための図面だと思うのですけれども、日向海盆のところでは7クラスはもっと起こっているのです。これは2発しか起こっていないことになっていますね。ですけれども、ここはフィリピン海プレートが年間10センチ以上潜り込んでいますので、もっと起こっているはずなのに、何でこれは2つだけなのです。横田さん、わかりますか。

○横田（事務局） 先生がおっしゃっているのは、最近の地震のM7クラスのものがあるのではないということですね。ここはそれより大き目のものだけを取り上げておりますので、その旨を記載し、誤解がないようにしておこうと思います。

○平田主査 これは調査委員会の資料そのままですね。

○河田委員 2発しか起こっていないみたい。もっと起こっているはずなので。

○山岡委員 6.8とかそのぐらいにすると、もっとたくさん起こっているのです。だからこれは恐らくやや広い領域を破壊したような地震をセレクトすると、このぐらいかなということで、この辺のポリシーは調査委員会のものなので、ここではそれを引用しただけかなと思います。

○河田委員 もしプレスリップが起こっている可能性があるなら、要するに小さな地震も非常に重要なので、特に日向海盆でどのようなことが起こってきたかというのは少し詳しく図面にしておいたほうが、真ん中だけで起こっているという形でせっかく赤い枠に広げ

たのに、両端ではほとんど起こっていない。大きなものは起こっていないのだけれども、小さなものは起こっているという図面にしておいたほうが良いと思うのですが、それだけです。

○平田主査 ほかに御意見ございますか。

○平原委員 先ほど言った話ですけれども、時間差というのがこれですぐ見えないのです。この図で言えるかどうかですけれども、文章には書いてあるのですが、多分2つ方法があって、ここに安政は30とか32時間、これもややこしいのですが、昭和は2年とかいうのは見える形に入れるか、例えば後のところで表にして、ケース1のときの30時間とか32時間ということもあるというものがありました。表の形で入れたほうが、もちろん本文にも入れてほしいと思います。講演なんかすると知っているのが当たり前だと私は思っていたのですが、結構知らない方が多くて、びっくりしている場合も多いので、念を押すためにもどこかで、多分、表の形は簡単ですかね。これを直すのは大変なので、御検討をいただければと思います。

○廣瀬（事務局） このワーキングでも使わせていただきました静岡新聞さんのアンケートでも、時間差をもって割れていることを全く知らないとお答えいただいた方が、回答者のうちの3分の1いらっしゃったということを確認しておりますので、御指摘の点は本文には入れさせていただいています。わかりやすい形で修正をさせていただきたいと思えます。

○平原委員 よろしくお願ひします。

○平田主査 ほかに御意見ございますか。

それでは、最後のところでもし必要があれば御意見をいただくことにして、少し進みますので、次に第3章について事務局から御説明ください。

○高橋（事務局） 第3章になりますが、11ページをごらんいただければと思います。南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の方向性ということでございます。

その下の段落につきましては、今回の検討内容を端的に書かせていただいているところでございます。

(1) になりますが、大規模地震対策特別措置法による現行の防災対応の取り扱いということで、1つ目の「現在の大震法の運用では」のところでは、東海地震の直前に前兆現象として前駆すべりを検知することを前提に、気象庁長官がということで現行の仕組みを書いてございます。

「しかし」以降になりますが、2つ目の段落でございます。平成25年調査部会の報告において、現在の科学的知見からはと書いてございまして、検知された場合は確度の高い地震の予測は難しいということに記載しております。

その後「ただし」でプレート間の固着の変化を示唆する現象が発生している場合、検知された場合については不確実ではあるものの、地震発生の可能性が相対的に高まっていることは言えるであろうと整理をされている旨を記載しております。

「今回」以降の段落でございますが、予測可能性調査部会において今回、近い将来、発生が懸念される南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性について、最新の科学的知見を収集・整理して、改めて検討した結果、現時点においては地震の発生時期や場所、規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大規模地震特別措置法に基づく警戒宣言後に実施される現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い地震予測ができないのが実情であると取りまとめられた旨を記載しております。

そのことを受けまして大震法に基づく現行の地震防災応急対策では、2、3日以内に東海地震が発生するおそれがある旨の地震予知情報をもとに警戒宣言が発せられることを前提として、地震発生前の避難や各種規制措置等を講ずることとされているが、前述の現在の科学的知見から得られた大規模地震の予測可能性の現状を踏まえると、大震法に基づく現行の地震防災応急対策は改める必要があるという旨を記載しております。

「一方で」の段落になりますけれども、こちらについては2行目で異常な現象を評価し、それをどのような防災対応に行うことが適切か、本ワーキンググループの検討結果を踏まえて、今後、地方公共団体や企業等と合意形成を行いつつ検討していくことが必要である。その結果を受けて、必要に応じて現行制度の改善や新たな制度構築も検討するべきであるという旨を記載させていただいております。

14ページ、(2)の南海トラフ沿いで発生する典型的な異常な現象とその評価ということでございます。2つ目の段落の「発生し得る様々な」というところの段落でケース設定の考え方を記載してございます。その「発生し得る」の段落の2行目の右側の「そこで」以降になります。本ワーキンググループでは、南海トラフで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして社会が混乱するおそれがあるものを、典型的な4つのケースとして検討を行うことにしたという旨を記載しております。

その次の次の段落の「ただし」のところを留意点を若干書かせていただいております。ただし、地震はいつ発生するか分からず、前兆なく突発的に大規模地震が発生する場合や、これらのケースが複合的に発生する場合、これらのケース以外の現象が発生する場合もあることに留意が必要である。また、過去には昭和東南海地震の37日後には内陸で三河地震が発生したこと、宝永地震の49日後には富士山で大規模な噴火が発生したことにも留意する必要があるということで、非常に過去にもいろいろな災害の種類がある旨を記載させていただいております。

その次の「以下に」以降になります。こちらは調査部会で検討した想定ケースと、その科学的評価のポイントを調査部会の報告書をベースに記載をさせていただいているところでございます。

ケース1につきましては状況というところで、前回も御意見がありましたので南海トラフの最近の事例を書いてございまして、東側の領域で発生した大規模の直近の2事例では、それぞれ32時間後、2年後に残る西側の領域で地震が発生しているといった旨を記載して

おりまして、一番下のところでケース1については、南海トラフの東側の領域で大規模地震が発生した場合を想定するというケース設定にしております。

評価のポイントになりますが、こちら調査部会の先ほどの御報告を踏まえて、確率の表現は事例数に変更させていただいておりますが、全世界の事例の紹介、そういったものを記載させていただいております、下から3行目の「これらの実際の事例数や経験式から定量的な評価は可能である。ただし、これまで南海トラフでは、東側と西側の領域でほぼ同時又は続けて地震が発生したことがあることや、2年～3年後に」という先ほどのことも書いてございまして、過去にも発生したことで注意する必要がある旨を記載しております。

ケース2につきましては状況ということで、同じく南海トラフ沿いでM7クラスの地震が発生した後に、より大規模なM8クラスの地震の発生は南海トラフ沿いでは確認されていないものの、東北地方太平洋沖地震が発生した際は、その2日前にM7クラスの地震が発生したということで、このようなケース設定をすることを想定している旨を書いてございます。

同じく評価の主なポイントにつきましては、全世界の事例を御紹介させていただいております、3行目になりますが、全世界で地震の発生後、同規模以上の地震が同じ領域で発生した事例が云々かんぬんということで紹介をしております。

最後のところで、こちらのケースについても、これらの実際の事例数や経験式から定量的な評価が可能である旨を記載しております。

ケース3になりますが、こちらにつきましては状況として東北地方太平洋沖地震が発生した際に、ゆっくりすべりやその他さまざまな現象が観測されている。こういった現象が多種目で観測されている場合を想定ということで状況設定をしております。

評価の主なポイントとしては、長期的な観点から評価されるものが多く、短期的に大規模地震の発生につながると直ちに判断できないという旨を記載しております。

ケース4につきましては、現在、気象庁で東海地域において監視をしていることを記載しております、3行目のこの監視の対象となっているようなプレートの境界面で大きなすべりが観測され、前例のない事例として学術的に注目される云々かんぬんということでケース設定をしております、最後のところに、これまで観測されたことがないような大きなゆっくりすべりが見られた場合を想定するという設定をしております。

こちらにつきましては評価の主なポイントとして、地震発生の可能性が相対的に高まっているという評価はできるが、現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はないということで記載がされてございます。

19ページは(3)ということで、今回御議論いただいた防災対応の方向性、まず基本的な方向性を記載させていただいております。

1行目で、南海トラフについては100～150年に1回発生するまれな現象であるということですが、この地域が日本の人口・産業が集中しており、また、想定震源域が陸地に近いことから、陸域での地震動が大きく云々かんぬんという特徴を書かせていただいております。

して、冒頭でも説明をさせていただきましたが、耐震化や津波からの早期避難等の最大限の防災対策を見込んだとしても、地震が発生した場合の被害は極めて甚大であると推定されているということで、こういった特性を踏まえて現在の科学的知見に基づき、大規模地震につながる可能性のある異常な現象の観測時における評価情報を活用した防災対応のあり方について検討を行ったということで記載をしております。

21ページ、実際に異常な現象の評価に基づく防災対応の基本的な考え方ということで項目出しをしております。ケース1、ケース2については過去の実際の事例数に基づき短期的な地震の発生の可能性を定量的に評価可能であることから、発生した場合の被害が甚大であることを考えると、通常より一定程度大規模地震の発生の可能性の高さが認められる期間内に、危機管理の視点から避難を含む何らかの応急対策を講じることの意義があるのではないかと考えられる。

ケース4につきましては、定量的な評価はできないものの地震発生の可能性が相対的に高まっているといった評価はできることから、危機管理の視点から、行政機関が警戒態勢をとるなどの防災対応には活用できると考えられるという旨を記載してございます。

その次のボツの短期的な地震発生の可能性に基づいた防災対応の考え方ということで、1つ目の段落になりますが、ケース1、2については、過去の実際の事例数に基づく定量的な評価によると、地震発生の可能性は、最初の地震発生直後が高く、その後の時間経過とともに急激に減少するという旨を記載しております。この可能性の高さだけではなく、防災対応によって得られる被害の軽減効果並びに防災対応に伴う損失等の社会的な受忍のバランスによって、今後、防災対応の内容や期間を決めることが適当であるという旨で記載してございます。

1つ段落を飛ばしまして「対応策の検討策に当たっては」というところで、国、地方公共団体、関係事業者等の各主体が、地震発生の可能性の高さだけでなく、同様にメリットとデメリットも勘案して、具体的な対応を検討することが必要である旨記載をしております。

その2行下で「また」と書いてあるところですが、こちらについては南海トラフ沿いで発生した大規模地震の直近2事例は、ケース1で発生していることを考慮した上で具体的な対応の検討が必要であると考えられるという旨を記載しております。その次の段落では、右側になりますけれども、防災対応の中止などの判断が求められるが、その場合も、地震発生のおそれがなくなったわけではなく、経済活動を維持しつつ、できるだけ被害を軽減するという視点が必要であるという旨を記載してございます。

ページをめくっていただきましてケース4になります。「(ケース4)については」という段落になりますが、こちらについては1行目の右側で住民等に避難を促す等、社会全体で具体的防災対応をとることは難しいと思われるが、東海地震予知情報の根拠とされてきた現象であり、地震発生の相対的な可能性の高まりを評価できることから、少なくとも行政機関は、警戒態勢等をとる必要があると思われ、その際、住民等にどのように情報を発

信するか、態勢の解除の判断をどうするか等、どのような具体的な対応が適切か社会的合意を形成する必要があるということを、前回の意見も踏まえまして記述させていただいているところでございます。

22ページ目の下になりますが、今後の具体的な検討のための津波避難の考え方ということで、前回、例として津波避難の考え方をお示ししたことについて記載をさせていただいております。

23ページに行ってくださいまして、「これらを踏まえて」という段落になりますが、こちらについては先ほどの津波の事例については、今後、各分野、各主体が具体的な検討を進めていくための参考になるよう示したものでありますということを記載してございます。

その次のなお書きでも書いてありますが、ここで示したものはあくまで例であり、3日、1週間といった期間の設定や5分、30分といった津波到達時間による区分、防災対応の内容等については、地域の状況によって異なると考えられ、危機管理の視点からも検討が必要であるということで、あくまで目安というニュアンスの意味を書いてございます。

その下の①～③は、それぞれの前回説明させていただいたケース設定の考え方を記載させていただいておりますので、飛ばさせていただいて、24ページで1つ目の「上記の事例では」というところで、前回、御議論になった平時の備えのところの記載をしてございます。

「上記の事例では」というところで、平時の備えをすることとしているが、こちらについては大規模地震が発生する可能性がなくなったわけではなく、引き続き大規模地震がいつ発生してもおかしくないことに留意が必要であるということと、次の行になりますが、特にケース1では一時的に避難した高台付近で継続的に住まいを確保することや、発生する被害を想定して、対策を加速化して進めていくこと等も重要である旨を記載しております。

その下の図10でございますが、先ほど調査部会の報告にありましたが、画一的な表現をしているところがございます、上の赤い四角で囲っているところで「現象発生～3日程度」「現象発生～1週間程度」と書いてございます。ここに静岡新聞社さんがされたアンケートの結果で100%受忍できますみたいな記載をしておりましたが、その辺はパーセントを取らせていただいて、表現を「避難する場合の期間の受忍の程度」ということで「受け入れやすい」「受け入れにくい」ということで、余り数字が独り歩きしないような記載の形にさせていただいております。

図10の一番右下の青い部分になりますが、前回は「平時の備え」と一言書いてございましたが、その辺の表現も「平時の備えとしつつ、地域等の実情に応じて一部対応を継続」という表現に変えさせていただいているところがございます。

(4)の防災対応の実施のための仕組みということで、こちらについてはこれまで説明したような防災対応を実際に実施していくために、どのような仕組みが必要か整理してございます。

1つ目の○の各主体における防災対応計画の策定・調整及び訓練等の充実につきましては、こういった計画策定と訓練を充実することが必要という旨を記載しておりまして、特に25ページ目を見ていただきますと、1行目の右側になりますが、今回想定している異常な現象が観測されたときにも、適切に対応できるようにするためには、各主体が想定した現象が起こっている状況、大規模地震が発生した場合の被害の状況等を正しく理解していただいた上で、被害をちゃんと説明した上で各主体があらかじめ計画を策定して、時系列も考慮した対応を自ら定めておくことが求められるという旨を記載させていただいております。

25ページの下の方の防災対応を一斉に開始できる仕組みになりますが、こちらにつきましては1つ目の段落で、2行目になりますが、今回の検討で想定する異常な現象についても、日常生活に馴染みのないものであるため、いざ各主体が自ら異常な現象に関する情報を把握するだけでは、各主体の防災対応の開始判断にバラツキが生じ、各主体の防災対応が相互に影響しあうことを考慮すれば、地域に混乱が生ずる可能性があるということで、何らか統一的に防災行動をとらなければいけない旨を記載してございます。

次の「静岡新聞社実施の」の параグラフになりますが、その3行目、「このことも踏まえ」というところになりますが、地域の混乱が生じないよう、発生している現象を科学的に評価し、その評価を踏まえて防災対応を一斉に開始し実施できるような、また一斉に中止できるような仕組みについて、国が検討する必要がある旨を記載しておりまして、なお書き以降で防災対応の中止の判断については、それぞれの対応の実施状況にもよると考えられることから、各主体に一定の裁量を与えることの検討も必要であるということで、対応は一斉にするけれども、それぞれの取り組みによって中止の判断はあるのではないかという旨の記載をしてございます。

最後、具体的な検討の進め方という段落になりますが、26ページ目をごらんください。1行目の最後のところになりますが、国はここで示す基本的な考え方や、避難についての例、各ケースの際に想定される社会の状況や被害の状況、大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況をきちんと丁寧に説明しながら、各主体における検討を促し、相互の連携が図られるように取り組む必要があるということで、次の「具体的には」の段落になりますが、国は地方公共団体等の協力を得て、まず、モデル的地区においてより具体的な防災対応の検討を行い、その結果を踏まえて、南海トラフ沿いの地方公共団体や関係事業者等が自らの防災対応の計画策定を進められるように、国は計画の検討を進めるための視点をまとめたガイドライン（仮称）の策定を目指すことが必要である旨を記載させていただいております。こちらで今後、地方公共団体とモデル地区を選びながら、具体の検討をしていくべきだという旨を記載させていただいているところでございます。

長くなりましたが、3章については以上でございます。

○平田主査 ありがとうございます。

第3章では、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対策の方向について

まとめておりますが、本報告書の中で特に重要な内容となると思います。

それでは、この部分についての御議論をお願いいたしますので、質問やコメントのある方は御発言ください。

○尾崎委員 今までのいろいろ御議論させていただいたことを丁寧に反映させていただいておりまして、本当に感謝を申し上げたいと思います。おおむねこの方向で私も賛成でございますが、少しだけ記述に関することかと思いますが、コメントをさせていただければと思います。

1点目、21ページの記述として、まず一番上に「通常より一定程度大規模地震の発生の可能性の高さが認められる期間内に」の後に「危機管理の視点から」と入れていただいていることは、ありがたいことだと思います。科学的知見から見て本当に危ないと言えるかどうかは、科学者としては断定的なことは言えませんという判断の範囲内であったとしても、政府として、また自治体としては危機管理的対応を行っていかねばならない。そういう場合が出てくるのだらうと思うのです。ですから多分、現在はそういう観点から言って、危機管理の視点から対策を講ずることの意義があるのではないかと考えられると記述していただいていることは、非常にありがたいことだと思います。

ただ、今後さらに個別の議論をしていく中において、果たして科学的知見で見るとどここのあたりまでの程度に来たときには、まずは危機管理的対応を始めてというあたり、その境界について非常に詰めた議論が必要になってくるのだらうと思います。多分この1、2については比較的明瞭にどういう事象だと既に書いておられるところなのですけれども、特にケース4なんかにおいて非常に境界的な場合が出てくるのではないかと思いますので、これは今後さらにここについて、より詰めた議論が必要であるということは何らかの形でテイクノートできればありがたいかなと思います。

2番目に、その下なのですけれども、「ケース1、ケース2については」というところについて、確かに防災対応によって得られる被害の軽減効果と防災対応に伴う損失と社会的な受忍のバランスによって、防災対応の内容や期間を決めることが適当と考えられる。そのとおりだと思います。ただ、その前段に、地震発生の可能性が最初の地震発生直後が高く、その後、時間の経過とともに急激に減少するというふうに書き切っておられるわけですが、この関連の流れの中でどこことまでは言いませんけれども、ぜひ例のケース1絡みで2年後に実際に割れたケースもあるということをごどこかで記載しておいたほうがいいのか。実際に15ページぐらいには丁寧に2年、3年後に発生した場合があることにも留意する必要があると書いていただいているわけでありますので、そここのところはここでもリマインドしたほうがいいのかということなのではないかと思えます。

他方で、「時間が経過し、地震発生の可能性が低くなると、防災対応の中止の判断が求められるが」と一番下を書いておられますが、その場合でも「経済活動を維持しつつ、できるだけ被害を軽減するという視点が重要である」とははっきり書いていただいておりますし、その次の表でも多分この対応案Dというところがそれに対応するのだらうと思えますが、

そのところは2、3年後に起こるかもしれないという視点というのは削除せずに記載していただいております。この点ありがたいことだと思います。逆に言いますと、そこに記載しておられるだけに、2年後、3年後に発生した事実があるということははっきり書いておいたほうがいいということなのではないかと考えているところでございます。

次なのですが、24ページ、25ページ、26ページについてなのですけれども、国の役割をもう少し書き込んだほうがいいのではないかと気がいたしております。24ページから25ページの半ばまでに関して言えば、要するに各主体においてしっかり防災対応計画を策定しなさいよというふうに書いてあります。これは地震防災の一連の諸法令からして、これが基本であることは間違いのないのだろうと思いますが、そもそもこのケース1～4という議論そのものが近年始まったばかりの議論であって、その中身もまだまだいろいろ詰めていかなければならないという段階において、各主体で自分で考えてと言ったって、それは各主体も困るということなのだろうと思うのです。

ですからやはりここはもう一段、後にも出てきますけれども、国がしっかりとガイドライン的なものは示していくのだと。そういうものに基づいた上で、各主体において計画をしっかりとつくっていくべきだ。その姿勢そのものについては後ろにもガイドラインを示すと書いておられることから、そういう姿勢でおられることはわかっていますが、あえてこの段階でも早い段階で、まず国はしっかりとガイドラインを示す。そのガイドラインにも基づいていただきながら、各主体においてしっかりと対応を検討すべきだというような書き方はないものかなということをお話させていただければと思います。

25ページの下に、防災対応を一斉に開始できる仕組みについて、これは国が検討する必要がある。ここをはっきり書いていただいていることはありがたいと思っています。これはぜひ国において一斉に用意ドンと言っていたたく、そこはぜひとも大事なことだと思います。自治体間に危機管理対応の考え方に若干違いがあったりしてもいけませんので、ぜひ一斉に号砲を鳴らしていただく、そういうやり方がありがたいかなと。他方で終期については地域によって差がありますでしょうから、そこに裁量の余地を残していただいたことはありがたいと思っています。

最後の最後、26ページなのですけれども、この報告書でどこまで書くかという問題なのかもしれませんが、ガイドラインはつくられますね。最終的に例えばここでのこの議論とか、後々につくったガイドラインというのは法改正とか大綱の見直しにつながっていくのではないかと思うのですけれども、ここはここではっきり書く書かないというのも1つの御判断だろうと思いますが、これだけ大規模な議論をしていて、最後にいわゆる規則的なものとして成果物として出てくるのがガイドラインだけなのだろうかという感じはするのです。ですから9ページにありますように大規模地震防災減災対策大綱などつくられているわけですが、その大綱の見直しとか関連法規の見直しとか、そういうことの可能性ぐらいは触れておいたほうがいいのではないかと。若干最後はガイドラインだけなのかなという感じがして、そこについてはもう少し26ページに最終的に書き込んでみてはどうかなと思

います。

以上でございます。

○平田主査 ありがとうございます。幾つか御指摘がございますが、事務局、何かコメントございますか。

○廣瀬（事務局） 最後に御指摘いただきました点につきましては、26ページは検討の進め方ということで、具体的に地域でやっていただくのに、国はどういう役割を果たして地域の方々と地方公共団体も含めてどのように進めていくかという手段を書かせていただいております。尾崎委員のおっしゃいましたことは非常に大事なことだと思っております。終わりのところに少し書いたつもりでおりますが、改めて今の御意見を踏まえて事務局として案を作成したいと思います。

○平田主査 どうぞ。

○山崎委員 南海トラフの被害想定が出たときから、東海地震の大震法との整合性がとれなくなって、それは何とかしなければいけないということが社会の問題意識でしたので、それに道筋がついたのはとてもよかったなと思います。

とりわけ私としては12ページに、大震法に基づく現行の地震防災応急対策は改める必要があるということを書いていたのは、この委員会の成果としては大変大きいのではないかと思います。

ただ、今、尾崎さんがおっしゃったのと同じなのですけれども、大震法に基づく現行の地震防災応急対策を改める必要がある。ではどうするのかというところがちょっと弱くて、いろいろなところに具体的な取り組みの内容は書いてあるのだけれども、国は法律や制度の問題も考えながらこの問題をやっていくんだということを書いていただかないと、問題意識が大きい割に最後がぐちゃぐちゃとした報告書の印象を持ちます。きちんと最後に国がこれから法律の問題も、制度の問題も、ガイドラインの問題も含めて、この問題に向き合っていくんだという問題意識を書いて、全国の自治体や各主体を引っ張っていきますということを書いていただく必要があるのではないかと思います。

2つ目は、先ほどどなたかがおっしゃっていたことともかかわるのですけれども、中身を読ませていただきながら、3ページの南海トラフ沿いで発生した大規模地震の震源域の時空間分布をひっくり返して見ると、昔の地震ほどこの表は見やすくなっていて、最近の地震のところが寸詰まりになっていて、しかも最近の2回についての記述が多いにもかかわらず、最近の2回の地震が線一本でつながっていて、まるで1回の地震で起きているように見えてしまいますので、ここは少しレイアウトの仕方を工夫していただいて、中身で書いてある32時間後に起こったとか、2年後に起こったということがわかるようにしてもらわないと、特に最後の南海と東海の上に92と90と書いてあるのが一本の線の上に並んでいますので、これはなかなかすぐ理解するのは難しいかなと思いますので、これは工夫をしていただいたほうがいいかなと思います。

以上です。

○平田主査 ありがとうございます。

今の図の御指摘は平原委員からも先ほどあったことだと思いますので、表にするか、図をもう少し書きかえるかとして、少し検討する必要があるかなと思います。これは平成25年の調査委員会の南海トラフの評価のときに使った図がそのまま使われているというだけでこうなってしまったので、歴史地震については現在のデータに比べれば少し落ちているものもあるかもしれないしという精度が違いますので、確かに現代的な観測が始まってからのところは、少し分けた資料にしたほうがいいのかもかもしれません。

国として何をしたらいいかというのは、先ほどの尾崎委員との御意見と少し似ていますので、この件に関しては何か関連して御意見のある方はいらっしゃいますか。事務局から何かつけ足すことがあれば。

○廣瀬（事務局） 御指摘の12ページの2行目に、大震法に基づく現行の地震防災応急対策は改める必要があると書かせていただいております。冒頭の前書きでも、あるいはこの委員会でも議論をいただいておりますように、身の丈に合ったといいますか、現在の科学技術をどう活かしていくかという観点は非常に大事だというのが、このワーキングでの委員の皆様方からの御指摘だと思っております、それを反映していくには先ほどから話がありますように、地域の方々の御理解がそもそもまだこういう話が進んでいないこともありますと、一定程度時間がかかるだろう。そういう意味で地方公共団体や企業の方の合意形成が必要だろうと思っております、それも含めて警戒宣言的なものの位置づけをどうするかという話もございますので、必要な現行制度の改正や新たな制度構築も検討すべきであるというところに事務局としては思いを込めたつもりでございましたが、今の御指摘は今の記述では弱いということだと思います。

今の御意見を踏まえて加筆させていただきたいと思っておりますし、後で申しますけれども、終わりのところにこれを受けて具体的にどうするか、前回の御指摘も踏まえて少し書きましたが、そこも弱いと言われるような気がいたしますので、その部分も含めてご指摘を重く受けとめて、しっかり事務局として案をつくりたいと思っております。

○平田主査 そうですね。5章のところに少し書いてあるのですが、そこまで行ってもう一度、ここの話に戻ってくると思っておりますので、ほかの観点から御意見ございますか。小室委員、どうぞ。

○小室委員 全体的に12ページのところから始まりまして、今までのことを受けて次のステップにバトンを渡せるようにしたというのが、この委員会の意義があったかなと私も思います。

今お話の件は、次のところへのバトンの渡し方が弱いのではないかとこのところがまだあるわけですが、それにしてもバトンを渡す基盤ができたという意味では、意味があった委員会だと思っております。

24ページから「各主体」とか「各主体等」という言葉が出てくるのです。最初に出てきたのはどこかなと思いましたが、21ページの下の方の段落「対応策の検討に当たっては、

国、地方公共団体、関係事業者等の各主体が」という、恐らくここから各主体という言葉が始まるのですが、各主体というのがこの3つのうちのどれを指しているのでしょうか。その後、出てくる各主体というのは。そこの御説明をいただけますか。

○平田主査 ではその点、事務局お答えいただけますか。

○小室委員 例えば24ページ（4）の中に「異常な現象を確認した際に、各主体等が」とありますし、24ページが一番下にも「各主体自らが」とあるのですが、これは21ページに書いてある地方公共団体と関係事業者等を指しているのか、あるいは国まで含めたのが各主体なのか、その辺が何となくだんだん曖昧になってきているので、小さな文言の話ではあるのですが、お尋ねしたいと思います。

○廣瀬（事務局） 今の御指摘に対して「各主体」という言葉を、国が含んだ概念と国を外した概念、あるいは国民の方々も入っているかどうかというのは済みません、もう一度精査をさせていただきますが、ここで使わせていただいている意図としましては、地震の防災対策は、それぞれの方が責任感を持って考えていただかないといけないという意味でも「主体」という言葉を使わせていただいております。事務局の意図としては、その「主体」という意味は、何らかの対策をとっていただくべきだと考えている者として使っております。ただ、今、御指摘のとおり平仄が全部とれているかといいますと自信がございませんので、精査をさせていただきたいと思います。

○小室委員 よろしく願いいたします。

もう一点よろしいですか。26ページの第2段落で、今後の方向性として「モデル的地区においてより具体的な防災対応の検討を行い」とございますが、モデル的地区なのか、よくわからないのですけれども、決して一例ではなく多様なモデルを選んで具体的な対応をお願いしたい。例えば大都市だけではなくて非常に小さな市町村であるとか、バラエティーを含めたところをお願いをしたいと思いましたので、これは要望です。「モデル的」と言うのと既に先進的にやっているようにも聞こえますので、このワーディングも含めて御検討をお願いします。

○平田主査 ありがとうございます。

この件に関しては事務局に御検討いただくのと、最初の各主体がというものの21ページは、国と地方公共団体と関係事業者と3つ含まれていることになるのですね。

○廣瀬（事務局） 基本的に国も防災対応をとりますので国も入った概念として記載しているつもりですが、おっしゃるところに国が入っているのか確認しないといけないと思っています。

○小室委員 ですから先ほど尾崎委員から、国がやることがはっきりしていないという御指摘があったのですが、各主体に国も含めていると読むのであれば、国もやるというふうに一応書いてあることにはなるのですけれども、でもそうはなかなか読めないということなので、各主体あるいは各主体等というものの意味がわかるような記述に変えていただければと思います。

○平田主査 そこは少し精査していただきたいと思います。

では外岡危機管理監、お願いします。

○外岡危機管理監 静岡県の外岡です。

ここの部分で前回、知事が出席をしたときに、いわゆるケース4についてもないがしろにせず、しっかりこれについての検討をしていく必要があるだろう。そういったときには静岡県とかが進めてきた東海地震対策というものがベースというか、参考になっていくのではないかというお話があったと思います。

もう一点、行政対応と住民の対応というのは、行政が対応し出すと住民の方々の意識とか対応が出てくるし、なかなか切り分けることはできないだろうといったことも発言させていただいて、そういったことも踏まえて少し表現をやわらげていただいたのだろうなと思っています。

実際にこのところの知見というのは、先ほどから話が出ているのですが、東海地震が起こった際についても、東海地震が起こる兆候といいますか、調査情報、注意情報あるいは予知情報という形で、事象が起こった中身によって対応を変えている。ある程度の事象、狭い地域であるとか、特定の箇所であるとかいう場合には調査情報として流すけれども、特に対応しない。注意情報としてある程度異常箇所がふえてきたとか、広がりが見えてきたときには、そういう情報を出して、その場合には行政主体の対応をして住民等には旅行等の自粛を呼びかけるとか、あるいは防災対応を確認するとか、そういった対応をとることがある程度定められているわけです。要するにまだ確度が高くない状況での対応をどうするかということも踏まえて、現行の東海地震の対応の中で定められている。

今度それがもう少し進んだ段階で予知情報が出てきたとき、内閣総理大臣が閣議にかけて、警戒宣言を出すかどうかを判断する。判断するに当たっては予知情報の確度がそれほど高くないと判断をして、あるいは社会的影響が大きいというときには警戒宣言を出さないというような仕組みもあり、また、一旦、警戒宣言を出した後も、その後の事象の推移が広がっていかない、おさまってきたという段階では解除という仕組みも持っていますので、そういう意味ではある程度、防災対応というのは既存でやってきている部分がありますね。いわゆる防災対応についての見直しについても先ほど事務局からお話がありましたけれども、耐震化の状況を踏まえて病院とか百貨店等は耐震化がされていれば営業を継続するとか、ある程度、実は防災基本計画の見直しという中で国が主体で、やってきている。そういうことがありますので、そういった知見とか今までのデータなどを活かしながら、これはしっかり検討していく必要があるだろうと考えます。

例えば少し前に、調査部会から御説明があった中で、平成21年8月11日に駿河湾を震源域とするマグニチュード6.5の地震が起こって、そのときは伊豆市であるとか御前崎市、焼津市等で震度6弱を記録し、あるいは静岡県全体が震度5強とか震度5弱といったものを記録したときがあった。そのときには判定会が招集されて、いろいろその後、事象の変遷であるとか震源の深さであるとかを判断した結果、これは東海地震に結びつくものではな

いという情報を出したわけです。では、あれが東海地震のメカニズムと同じであると判定会が判断したときに、どういう情報を出すのか。マグニチュード7クラスというのはどこまでを指すのかわかりませんが、6.5でそういうことが起こって、予知情報を出したとする。そのときにどう判断をするのか。今は閣議にかけて、内閣総理大臣が確度が低いと判断すれば警戒宣言を出さないし、確度が高いと判断すれば出すことになっている。

こういったことが実際に今、起こったときにどうするかということ、今、そういう現象が生じたときにどうするかということは考えながら進めていく必要があると思っていますので、そういう意味では私どもがやってきたこの対策であるとか、今、東海地震でとられている仕組みがある程度今後の検討を進めていく上でも参考になると思いますので、そういう意味では我々静岡県としてもそういった対応を考えていく上で、積極的にかかわっていきたいと思っています。

以上です。

○平田主査 ありがとうございます。

だんだん時間がなくなってきましたが、もう少し重要な観点です。

○福和委員 大変立派な報告書になってきたものですから、最後の報告書なので少し細かいことを申し上げたいと思います。

1つは、これからこれが独り歩きしていくので、「予知」という言葉と「確度の高い予測」という2つが並立して出てきてしまっていて、多分この言葉の意味をどこかできちんと書いておかないと、直前予知という言葉がたくさんあった一方で、先ほどの山岡先生の報告書のほうは、基本的に「確度の高い予測」という言葉で統一されていますから、従来との流れで、その言葉についての意味を少し明快にしておいていただくといいと思います。

それから、18ページに出てきているM8の地震と言っているMというのも結構微妙なことなので、例えば東南海地震とか関東地震はここの中に入っているのかどうか。M7.9だったわけで、Mの定義によって一番大事な東南海地震や関東地震が入っているのかどうかかわからないものですから、そこだけ正確性を期しておいたほうがいいと思いますという、これも細かい話です。

20ページに出ている表ですが、これはもともと20ページの被害想定は、事前対策をしたりとかすると、こんなに効果があるよということで、効果を訴えるためのものだったとは思いますが、今回の表の出し方の場合には、効果がないものも書いておいたほうがいいはずで、例えば建物被害の中で津波によってなくなる建物の数というのが書いていないと多分いけなくて、今これは全壊戸数が揺れだけなのです。津波でなくなる建物は基本的に変わらないのだから、だからこそこれからまだ課題が残っているんだと言わないといけないので、20ページの表の中の建物被害に例えば津波で流される建物とか、焼失する建物というのを入れておいたほうが、今後この1つの方向性で考えていくときには便利だと思います。

ケース1というのは、これからも多分、いろいろな意味で注目を浴びると思うのですが、

従来やってきた被害予測は、最大クラスの地震を前提としてまずは考えるという第一歩目だったので、その数字が国として出されていますけれども、例えば半割れのときの残り半分の地震被害というのは、多分、津波の高さも随分低くなるし、被害ボリュームも小さくなるはずなので、そのことを少し事業者の人たちに教えてあげないと、そのときの対応の仕方の判断の根拠がないだろうなという気がいたしますから、そのことはこの報告書に入れるべきかどうかは別として、今後の課題の1つとして、こういったケース1～4に対応するような被害像を社会にお示しする必要があるだろうと思います。特に気になるのは三重県と和歌山県で、この2つは2回分かれても2回とっても大変になるのです。ですから例えば高知県さんのように、どちらかという片側がすごく影響が大きいところと、2回連続ですごくやられてしまうところでは対応が違うので、そこは見てあげる必要があります。

そのことを前提とすると、今は起きるか起きないかというところの観測が重点的に書かれているのですが、実は起きてしまった後、使い続けられるかどうかということが判断できるような観測にちょっと忘れないように書いておかないと、被害を2回受けるところで、その施設を継続使用可能かどうかというものの判断ができなくなるので、最後のほうにある観測とかモニタリングの充実のところ、今のような視点も少し入れていただければ、次回以降の検討につながっていくのではないかと思います。意図するのはリアルタイム被害予測とか、即時被害把握みたいなものに活用できるような情報を国として獲得できるといいかなということです。

最後になりますが、24ページの上から3行目なのですが、細かい話なのですが、ここに1週間過ぎた後のことですが、引き続き大規模地震がいつ発生してもおかしくないことに留意と書いてありますが、これだとふだんと同じに読めてしまうので、少なくとも地震発生確率は通常よりは高い状態が残っているというような言葉が一言入っていないと、平時に戻り過ぎてしまうかなという気がしますので、これは細かい話ですが、一言、加えていただければと思います。

以上です。

○平田主査 ありがとうございます。

○河田委員 一言だけいいですか。26ページで具体的な検討の進め方の第2段落で、「具体的には、国は地方公共団体等の協力を得て」と非常にシンプルに書かれているのですが、実はここが非常に大きな問題になる。例えば20ページに被害想定結果が出ているのですが、これはあくまでも国がある情報のレベルを合わせてやった結果であって、その後、各府県がそれぞれ被害想定をやっていただいて、随分値が違うのです。合っている間違っているではなくて、違うのです。そういう状態において「団体等の協力を得て」しか書いていなければ、一体、国の値を中心にやるのか、その後、府県で被害想定をやられた結果を中心にやられるのかというので、随分変わってくると思うのです。ですからここは書き方が難しいと思うのですが、「協力を得て」というところがもう少し国が思っておられると

ころを書いたほうが、これを受けた後どうするんだというところにつながっていくということを考えるときに、自治体のやっている被害想定結果はどういう取り扱いになるんだということが早く見通せない、また被害想定をやり直すのか。

というのは、もっと個別的、具体的にやろうとするわけですから、国のいわゆる統一的な制度を合わせたものを基準にするのか、各府県でやっておられる結果を使うのかというのは、非常に大きな実はここの書きぶりで決まってまいりますので、今それを議論するのはとても難しいですけれども、何らかのもう少し具体的な表現があってもいいのかなと思うのです。そういう要望といいますか、そういうことなのです。

○平田主査 最後のところでそこは少し出てくるかもしれませんが、時間がだんだんなくなってきたので、一応最後まで検討したいと思いますので、引き続き事務局から4章、5章の御説明をお願いいたします。

○高橋（事務局） 27ページ、4章をごらんください。モニタリング・調査研究についてということで、この章につきましては調査部会の報告書をベースに書いてございます。

まずモニタリングについてということで、2行目「プレート間の固着状態の変化を示唆していると評価される現象について、常時モニタリングしておくことが重要」という記載をしています。「プレート間の」の段落になりますが、その1行目の右側「観測網の高密度化に加え、可能なものからリアルタイムにデータを収集しモニタリングを行うとともに」と記載をしております。

27ページ目の一番下の段落になりますが、「地殻変動の観測は、高感度で短期的な地殻変動を捉えることが可能なひずみ計について十分な観測網となっていない。特に想定震源域近傍の、愛知県から四国にいたる地域で更なる観測の強化が望まれる」ということで書いております。

28ページ目にまいりまして、上のほうで「大規模地震が発生した」というところですが、先ほど福和委員からも御質問がありました、確実に観測ができるということで、大規模地震が発生した際に観測が適切に継続できるようにするためには、観測機器や通信設備の頑強性や冗長性を高めることが重要である旨を記載してございます。

「調査研究について」という段落になりますが、1つ目の段落の5行目の途中から「また」以降になりますが、観測データとシミュレーションモデルを統合したデータ同化によって、実際の現象を適切に再現する等の新たな技術の進展も重要ということを記述しております。

なお以降の段落になりますが、一般的には、地震発生予測手法は複数回の地震サイクルを経験することにより科学的に検証されるものであり、長い時間が必要となる。そのため、開発される手法は、その時点で最良と評価されたものであっても、必ずしも十分には検証がされていないことに留意する必要があるということで、ここまでが調査部会の報告になってございます。

評価体制のあり方以降になりますが、こちらの評価体制のあり方、28ページ目の下から

3行目、ケース1やケース2のような地震が発生した場合における地震による破壊領域の広がりや、地震発生の可能性が相対的に高まっているとされるプレート間の固着状態の変化を示唆する現象の評価、また、想定されていない現象が観測された場合の評価を緊急に実施するために、気象庁に、現在の東海地震に対する評価体制のように、迅速に対応できる学識経験者による評価体制の整備が必要ということに記載しております。

観測データ・評価結果のあり方というところになりますが、その段落の一番下から3行目、観測データのリアルタイムでの公開、平時からデータの持つ意味の説明に努めるとともに、異常な現象の発生時の評価結果についても観測機関が連携して分かりやすく提供する必要がある。なお、データの公開に当たっては、利用者に誤解が生じないようにすべきである旨を記載しております。

ページをめくっていただきまして「5. おわりに」になりますが、1つ目の段落で、引き続き、予防、応急対策、復旧・復興に至る防災対策を着実に進めていくことが重要であると書いております。これはケース1～4の典型的なケースが必ず起こるとは限らないということを書いてございます。

2つ目の段落で、南海トラフ沿いにおいて異常な現象が観測された場合の防災対応の具体的内容や実施のための仕組みについては、まずは関係主体の理解を深め、丁寧な議論が不可欠ということを書いてございます。報告書の内容を踏まえ、以下に4点ほど具体的な留意事項を記載しております。

1つ目が、先ほど御説明したとおり地域との認識共有ということで、異常な現象、観測時の防災対応を検討する必要性の認識が広がっていないことから、国は地方公共団体や関係事業者等への説明会を開催し、主な異常な現象の内容やその評価、それに基づく防災対応の方向性について周知と認識の共有を図る必要がある旨を記載しております。

②になりますが、地域における具体的な検討の推進ということで、先ほど御指摘がありましたが、国は地方公共団体等との連携を強化し、地域における具体的な検討を推進すべきであるということで、なお書きで、地方公共団体等が主体的に検討を進めることができるようにするためには、国が防災対応の策定のための一定のガイドラインを示す必要がある。ガイドラインの策定に資するよう、国は、地方公共団体等と協力し、まずはモデル的地区での検討を進める必要がある旨を記載しております。

3番目、防災対応の強化に向けた計画的な取り組みの推進ということで、国がしっかり今後計画的に検討を進めていくべきである旨を記載してございます。具体的には1行目の①、②のような取り組みを着実に進めることが重要であるが、必要な制度の改善を行う等防災対応の強化を図るために、国は今後の検討等を計画的に着実に実施する必要があるということに記載しております。

最後に31ページ目の④になりますが、先ほど外岡危機管理監からも御指摘があった、今、何か起こったらどうするんだというところの当面の措置の策定とその周知ということで記述をしておりまして、新たな防災対応が決まるまでの間にも、南海トラフ沿いで異常な現

象が観測される可能性がある。そういった場合、この間に異常な現象が観測された場合に備えということで、当面の暫定的な防災体制を、国・地方公共団体はあらかじめ定めておく必要がある。そのため、国におけるこれらの当面の措置が決まり次第、国は、地方公共団体に対し、その措置の内容を周知し、確実に実施できるようにする必要があるということで結んでございます。

以上でございます。

○平田主査 ありがとうございます。

これで全ての御説明が終わりましたので、まず4章、5章について御意見をいただいて、時間の限り全体を議論したいと思いますが、まず4章、5章についての御意見ございませうでしょうか。では長谷川委員から。

○長谷川委員 4章ですけれども、モニタリング、調査研究、評価体制、結果公開、必要なものをここに挙げていただいたのは非常によかったと思います。特に29ページの公開のところで、観測データのリアルタイムでの公開は、その後を書いてありますけれども、平時からデータの持つ意味を理解してもらうのは非常に重要で、例えば半割れのと看、ケース1が起きて1週間たって、平時というかそういう条件に戻ったときに、どのくらい考えなければいけないのかというときに、この情報というのは非常に効いてくると思うので、ここでこのように書いていただいたのは非常によかったと思います。

1点だけ気になったところは、モニタリングなのですけれども、28ページの上から3行目、これは海域での観測網の強化のことが書いてありまして、その上に強化は重要であるという一文があって、その後のなお書きの部分です。先ほど福和委員も言われましたように、半割れのと看に、その後、例えば半割れということは非常に大きな被害が出ている状況で、東北沖地震のことを考えれば自衛隊等で、救助作業がやられている段階になるはずで、そのときに緊急地震速報、津波警報の確度、精度がどのくらいいいかというのは非常に重要になってくるわけで、そういったことも含めて考えると、このなお書きの書き方がちょっと気になったのです。なおと書いて、資することが期待される一方、既設観測網の有効性を再確認することが重要である。そのどちらもこの文章の表現のとおりなのですけれども、この表現よりはリアルタイムで海域で観測することの重要性を、その後ろの「一方」で若干弱めるような表現になっているような気がするのです。私はこんな程度の重要さではないという印象というか考えを持っていますので、若干この表現ぶりが気になったので、もし検討していただければ幸いです。

以上です。

○平田主査 ありがとうございます。28ページはちょっと御検討。多分、事務局の趣旨は同じなのですが、文章は確かに最後に弱くなっていますね。

○廣瀬（事務局） 28ページ、今の該当の箇所は予測可能性調査部会で御審議いただきました内容で、調査部会としては御結論をいただいている内容と理解をしております。

御指摘いただきましたとおり、やはり大事である一方で、大事だからどんどんやればい

いというものではなくて、そこはしっかり検証もやりながら進めていくべきだと調査部会で御議論いただいたかなと思ってございまして、今いただきました委員の御指摘は重く受けとめたいと思いますが、この表現そのものをこの報告書で修正するのは難しいかなと思ってございます。

○横田（事務局） 御指摘の部分を確認しておきたいと思うのですが、調査部会からは、新しい観測網を展開するに当たっては、必ずその観測網の性能等をきちんとレビューしてから展開すべきであり、既に展開しているもので十分であるとならないよう、科学的、技術的な観点からしっかりと検討してもらいたいということが指摘としてありました。

今の長谷川委員の御指摘は、重要な観測網はしっかりとロバスト性というか頑丈さを持って、強い地震その他に遭ったとしてもきちんと観測できるようにしておけということだと思います。両御指摘とも同様の趣旨のご指摘かと思えます。なお、調査部会の報告書についても、趣旨を変えないよう誤解のない表現に修正するか否かについては、後ほど山岡委員と相談したいと思えます。

○長谷川委員 趣旨は、私はこの文章の表現ぶりからそういう印象にとったのですが、必ずしもそうでもない。そういうことであると理解しました。

○平田主査 海域の観測網の重要性については、異論はないということだと思います。

○横田（事務局） 1点だけ補足しておくが、調査部会は大事だと指摘しているが、大事だからといって整備すべきとまでは言えない。整備の必要性についてはこのワーキングで議論していただきたいというのが、委員からの強い要望でありました。

○平田主査 では平原委員。

○平原委員 地震調査研究推進本部政策委員会調査観測計画部会として少し発言したいと思えます。

海の観測が鍵を握るといのはもちろんそうで、そのために我々も議論してまいりました。ただ、これを支えているのは陸の基盤観測網でありまして、これは地震時にも常時にも動いていないといけない。これは今、既存としてあるものでありがたみが余りわかっていないかもしれませんが、ただ、例えばGEONET、Hi-netの維持には毎年苦勞されているわけです。今ここでこういう発言をするのは適当かどうかわかりませんが、ただ、今現在もしいろいろなことが起きたときに、海の観測網では足りませんので、今の陸の観測網でできる限りのことをしないとイケないのです。

例えば今、モニタリングのところに評価体制というのがありますが、判定会で今やっているのはひずみ計だけの判定だと思えるのですが、恐らくケース3、東北地方太平洋沖地震の前にいろいろな項目が起きましたけれども、そういった項目を全て議論する場が評価体制として要ると思うのです。南海トラフで何事もなく起きるといのではないと思うので、やはり10年程度前から現象が発生する可能性があります。今問題になっているのは短い時間スケールの話ですけれども、長い時間スケールも含めて、それを支えていくのは基盤観測網はまず第1であって、それプラス海の観測は絶対に必要であるという立場であ

りますので、そのこのところで海、海と言っていると陸は大丈夫かというのが気になりましたので、発言させていただきました。

○平田主査 山岡委員、お願いします。

○山岡委員 ということ、全体を見てみると実は27～28ページの「モニタリングについて」と「調査研究について」は、調査部会の検討結果を受けてここに記述されているだけなのです。ですからこのワーキンググループとして、先ほどの福和先生の御意見も含めて観測体制についてという部分がちゃんと書かれていない。海の観測をどうするかみたいなことがあるので、そこを今の平原委員の話もありますので、その部分について例えば観測体制についてというような形で1つ○を設けて、委員の方の意見をまとめて改めて書いたらいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○平田主査 今の件に関して事務局は。先ほど御説明では調査部会の報告をもとに4章は書いてあるのですが、一方で調査部会では議論していないことをここに加えるということは。

○山岡委員 調査部会は観測とか研究についてはどうあるべきかと書いただけで、それをどういう体制でやるかは。

○高橋（事務局） 私の説明が足らなかったのかもしれませんが、調査部会の報告書を引用しておりますのが27ページの「○モニタリング・調査研究について」のところでございまして、次の28ページの「調査研究について」の下の、「以上の予測可能性調査部会による指摘事項を」と書いてあるところまでが調査部会のものを引用させていただいております。それ以降はワーキングでの記述となっております。

○平田主査 27ページの「○モニタリング・調査研究について」の「以下のとおりである」というのは調査部会のレポートを引用しているということで、だからここは引用しているので今さら変えられないので、もし何か書くのであれば、その後に少し加えるということですね。それは事務的に可能なわけですね。

○廣瀬（事務局） 今、御指摘いただきましたように、今、説明した「以上の予測可能性調査部会による指摘事項を実際の」云々というところが、最後「地震調査研究推進本部とも連携すべきである」となっていますので、このところが弱いという御指摘ではないかと思っておりますので、この部分に今の観測体制、今、山岡委員から御指摘がありましたこと、あるいは平原委員から御指摘がありましたことを踏まえて、少しここに記述をさせていただき、充実を図らせていただきたいと思います。

○山岡委員 福和委員の話も。

○平田主査 では違う観点でお願いします。

○小室委員 「5. おわりに」のところなのですが、2～3行目に「(ケース1) から (ケース4) などの異常な現象を必ず伴うとは限らないことから」と一応書いてあるのですが、この報告書が世に出るとケース1～4が非常に脚光を浴びる。恐らく今までもいろいろな災害でケースごとに対策を練るといふのをやると、そのケースが非常に脚光を浴

びることが今までもあったので、今回も当然そうだと思います。

本文を見ますと、調査部会の報告も踏まえて11ページですとか14ページに必ずしもケース1～4だけが起こるわけではないと書いてあるのです。「おわりに」にも1行書いていただいているのですが、やはりそこは11ページとか14ページでのワーディングをもう少し織り込んでいただくか、あるいはせめて最低限この30ページの「伴うとは限らないことから」と続けてしまわないで、せめて「限らない。」にしてほしいと思います。そうしないとケース1～4しか起こらないと世間の人にとっては思ってしまう可能性が高いので、ここだけはお願ひしたいと存じます。

○平田主査 今の観点は、趣旨は皆さん御賛同いただけると思うので、もう少し明確にする方向で修正をしていただきたいと思います。

では山崎委員、お願いします。

○山崎委員 大変立派な報告書ができて、読みごたえもあるし、今までの問題点が明らかに整理されていると思うのですが、これを関係する自治体とか地域はとても広いですし、関係する機関とか住民に正しくきちんと理解してもらうことがとても重要なことです。この報告書の中で「関係事業者等への説明会を開催し」と書いてありますが、メディアに対しても最初の段階で申し上げましたけれども、大震法ときには30分協定というものがある、メディアにとってもこの対策の見直しはとても関心の高いところですので、ぜひメディアに対してもきちんと説明をして、意見を吸い上げて、これを周知していくという取り組みをしていただきたいと思います。

○平田主査 ありがとうございます。御趣旨はもったいなことだと思いますので、事務局もそのつもりかとは思いますが、余りはっきり書いていないけれども、実際にはそういうことは非常に必要なことだと思います。

尾崎委員、どうぞ。

○尾崎委員 先ほどの海域の観測網の強化という点は、西日本側としても非常に強く求めてきているところでもありますので、どうぞ記述可能であれば強化をお願いしたいと思います。

そして、繰り返しになりますが、「5. おわりに」30ページの下のところでもあります。先ほど廣瀬参事官もおっしゃった、ここにありますように「防災対応の強化を図るために、国は今後の検討等を計画的に着実に実施する必要がある」。この前に「必要な制度の改善を行う等」と書かれてありますけれども、ここの記述が弱いのではないかと思います。やはり法とか大綱もかかわる話だと思いますので、もし可能であればそこは明示しておいたほうがよいのではと思います。

最後ということになりますけれども、本当にこれまでの間、自治体の意見も大いに反映をしていただきまして、感謝を申し上げます。今後それぞれの地域の脆弱性ということが、非常に今回のワーキンググループでも大いなる議論になってきたところでありまして、その地域地域の実情をあわせた形での対策強化を考えていくことが必要に

なろうかと思えます。先ほど静岡県さんからもお話がありましたけれども、我々自治体としてもより詳細な検討という点において、大いに我々自身、汗をかいていかなければならないと常に考えているところがございますので、また今後ともよろしく願い申し上げます。

以上であります。

○平田主査 福和委員、どうぞ。

○福和委員 最後にタイトルなのですが、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について」というのは、あくまでもいろいろな観測から得られたことを前提に、こういうことを考えてきたという報告書に多分なっているので、それ以外の本来、南海トラフ地震でやるべきことについては、ここの範囲の外側にある部分がたくさん残っているような気がするのです。

例えばで言えば、まず第1段階として最大クラスの地震について物事を考えてきましたけれども、今回のいろいろなケースが出てくると、地震の発生の多様性を踏まえた検討というのは今後必要になってくることかと思えますから、最後のところに一言だけでもいいので、この報告書はあくまでも直前のさまざまな観測情報に基づいてどうあるべきかということを中心として議論したものであり、今後、地震発生の多様性を踏まえて防災対策について考えていくなんでいう文章があったほうが何だかいいかなという印象を持ちました。それはこの頭のタイトルが少し限定的な報告書のタイトルになっているので、そう申し上げます。

以上です。

○廣瀬（事務局） 事務局として「5. おわりに」30ページの冒頭のところに、先ほど小室委員がおっしゃっていただいたことも含めて書いていたつもりですが、少し弱いという御指摘だと思いますので、ここのところを少し明確にさせていただきたいと思えます。

○平田主査 どうぞ。

○河田委員 「5. おわりに」に実は、これは非常にテクニカルな検討を中心にやったので、何でそんなことをやったかということを書いていただかないと、重要性がなかなか理解していただけないのではないかと思うのです。特にこれをやるというのは、東日本大震災と違って津波による死者が23万人出るのだけれども、これを技術的に少なくするというのはここで検討してきたことが進めば、非常にそういう意味では劇的に減る可能性があるわけです。ですから東日本と違って津波が地震の後、5分、10分で10メートル来るようなところはいっぱいありますので、ですから「5. おわりに」に少し技術的な検討の意義というものを書いていただいて、これをきちんと進めていくことの重要性をもう少しアピールしてもいいのではないかと思います。

○平田主査 ありがとうございます。今の御意見も恐らく皆さん御反対はないと思えますので、事務局で検討してください。

まだ御発言をしていらっしゃる委員はいませんね。そろそろ予定された時間がなく

なってきましたが、全体を通じてでも結構ですが、御発言があればお願いいたします。大丈夫ですか。

大変活発な議論をしていただきまして、重要な御指摘もたくさんありました。ただ、御意見はいろいろございましたが、皆さん方向性としてはほぼ同じだと理解いたしましたので、まだその書き方が弱いという御指摘はいろいろございましたので、今後、事務的に修正をする必要はあると思いますが、今、案が出ましたけれども、この報告書案への御意見を反映させるということを主査預かりとさせていただいて、それで報告をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○平田主査 ありがとうございます。それでは、貴重な御意見をいただきましたので、それを適切に反映させて、当然それはまた皆さんにまたお返りするわけですね。

○廣瀬(事務局) 主査に見ていただく前に皆様方にもう一度、修正したものをお送りしたい、見ていただけるようにしたいと思います。

○平田主査 その後にワーキンググループの親会に報告するということですね。

では本日の審議はこれで終了させていただきたいと思います。活発な御議論どうもありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

○廣瀬(事務局) 平田主査、ありがとうございます。

それでは、閉会挨拶のカメラ撮りの準備のため、少しこれよりマスコミの方に入ってください。少々お待ちいただきますようお願いいたします。

(報道関係者入室)

○廣瀬(事務局) それでは、閉会に当たりまして、小此木防災担当大臣より御挨拶をいただきます。小此木大臣、よろしくをお願いいたします。

○小此木大臣 皆さん、こんにちは。大変遅くなりましたことをまずおわび申し上げます。

このたびの人事で防災担当大臣に就任をいたしました小此木八郎と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、昨年9月から南海トラフ地震に対応するために熱心な議論をいただいたと認識をしております。想定される甚大な被害を少しでも減らすため、現在の科学技術を十分に活用した新たな防災対応の方向性について、私たちもしっかりとさらにこれを形づける、前に進めるために国民の皆様にも発信をし、その備えをしていかなければならないという思いでございます。

本日も闊達な御意見をいただいたと聞いております。この御議論を踏まえてさらに整理をし、最終的な報告書の取りまとめに向けて引き続きよろしくお願いを申し上げます。今後取りまとめを踏まえて、防災対応がレベルアップするように、政府も一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

最後になりますが、改めてこれまでのワーキンググループへの御協力に心から感謝を申

し上げて、一言、挨拶にかえる次第でございます。ありがとうございました。

○廣瀬（事務局）　ありがとうございました。

大臣はここで退室されます。

（小此木大臣退室）

○廣瀬（事務局）　以上をもちまして、本ワーキンググループを終了させていただきます。

御参加いただいた委員の皆様、都合7回にわたりまして大変熱心に御議論をいただきました。ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。